

令和 8 年 7 月 3 1 日
法 務 省
出入国在留管理庁
公安審査委員会
公安調査庁

「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）」に基づく取組・措置の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表について

法務省では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく特定事業主行動計画等を、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）」として一体的に策定し、女性活躍とワークライフバランスの推進に取り組んでいます。

今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代法第 19 条第 6 項の規定に基づき、当該特定事業主行動計画に基づく取組・措置の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

併せて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、法務省における女性の職業選択に資する情報を公表します。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

I 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.1%
全職員	77.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- ＊ 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	98.0%
本省課室長相当職	100.8%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.5%
係長相当職	92.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.6%
31～35年	93.5%
26～30年	90.3%
21～25年	92.2%
16～20年	95.2%
11～15年	92.5%
6～10年	93.9%
1～5年	92.2%

【説明欄Ⅰ】

- ＊ 役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）
- ＊ 検察官については、職制上の段階がないため、役職段階別に含まない。
- ＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- ＊ 任期の定めのない常勤職員以外の職員において男女の給与に差異が生じている主な要因として、相対的に賃金水準が高い再任用職員における男性職員の割合が高くなっていることが考えられる。

Ⅱ 職員に占める女性職員の割合

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
職員総数	50,534人	50,604人	49,846人	49,812人	49,773人
うち女性職員数	12,904人	12,569人	12,053人	11,742人	11,193人
女性職員の割合	25.5%	24.8%	24.2%	23.6%	22.5%

(各年度 7 月 1 日現在)

Ⅲ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
常勤職員※ 1 (検事を除く)	11.0%	11.0%	10.4%	10.6%	9.3%
検事※ 2	-	28.3%	28.0%	27.2%	25.8%

※ 1 各年度 7 月 1 日現在の本省課室長相当職以上の常勤職員（検事を除く。）に占める女性職員の割合

※ 2 各年度 3 月 3 1 日現在の検事全体に占める女性の割合

Ⅳ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	伸び率 (令和 7 年度－令和 6 年度)	令和 7 年度末までの目標値
指定職相当	10.4%	4.4%	2.3%	8.9%	4.4%	6.0% ↑	8%
本省課室長相当職	11.0%	11.3%	10.7%	10.7%	9.5%	▲0.3% ↓	10%
地方機関課長・ 本省課長補佐相当職	17.6%	16.2%	15.6%	14.6%	13.5%	1.4% ↑	17%
係長相当職（本省）	23.8%	22.5%	20.1%	20.6%	20.8%	1.3% ↑	30%
新たに係長相当職（本省） に昇任	26.1%	28.0%	22.8%	24.5%	31.7%	▲1.9% ↓	35%

(各年度 7 月 1 日現在)

【説明欄Ⅱ～Ⅳ】

- * 「一般職国家公務員在職状況統計表」（内閣人事局）のうち「常勤職員在職状況統計表」の対象となる職員が対象。
- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

V 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 7 年度末までの 目標値
① 採用試験全体※ 1	52.9%	50.2%	49.0%	49.5%	49.5%	毎年度35%以上
ア 総合職採用※ 1	65.2%	59.6%	48.9%	44.7%	56.4%	毎年度35%以上
イ 一般職採用※ 1 (大卒程度試験)	55.6%	52.2%	51.0%	51.0%	48.6%	-
ウ 一般職採用※ 1 (高卒程度試験)	49.6%	45.9%	50.0%	47.3%	50.0%	-
エ 専門職採用※ 1 (大卒程度試験)	67.9%	78.8%	72.4%	74.3%	70.4%	-
オ 専門職採用※ 1 (高卒程度試験)	31.0%	27.6%	28.0%	32.0%	20.0%	-
カ 技術系区分採用 ※ 1	25.0%	0.0%	14.3%	-	57.1%	30%以上
② 検事※ 2	-	48.5%	34.1%	40.8%	44.1%	-

※ 1 各年度 4 月 1 日付けで採用された職員に占める女性職員の割合。なお、「専門職採用」は、男女別に実施する試験からの採用を除く。

※ 2 各年度の検事任官者に占める女性の割合。

VI 中途採用の男女別実績

	男性	女性
採用者数	351人	184人

※ 令和 7 年度に、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者として採用（中途採用）された者の数

VII 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

- セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口及び相談員を設置し、職員からの苦情・相談等に対応
- ハラスメント防止研修や、管理職向けのマネジメント研修の実施

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

I 平均継続勤務年数の男女の差異（令和 7 年度）

	男性	女性
任期の定めのない 常勤職員	19.4年	15.0年

※ 採用年度を勤続年数 1 年目とし、令和 7 年度までの年度単位で算出

II 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

（1）常勤職員

		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
男性	法務省・ 公安審査委員会	91.7%	81.4%	74.5%
	出入国在留管理庁	95.4%	100.0%	98.0%
	公安調査庁	100.0%	85.1%	85.1%
	全体	92.5%	83.2%	76.8%
女性	法務省・ 公安審査委員会	103.7%	98.8%	105.6%
	出入国在留管理庁	102.6%	100.0%	110.5%
	公安調査庁	105.9%	80.0%	111.1%
	全体	103.6%	98.4%	106.6%

（2）非常勤職員

		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
男性	法務省・ 公安審査委員会	－	0.0%	100.0%
	出入国在留管理庁	－	－	－
	公安調査庁	－	－	－
	全体	－	0.0%	100.0%
女性	法務省・ 公安審査委員会	100.0%	70.0%	60.0%
	出入国在留管理庁	100.0%	100.0%	200.0%
	公安調査庁	－	－	－
	全体	100.0%	78.6%	72.7%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

法務省全体	常勤職員		非常勤職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.6%	0.0%	－	0.0%
1週間以上2週間未満	5.0%	0.0%	－	0.0%
2週間以上1月以下	36.4%	0.0%	－	0.0%
1月超3月以下	34.0%	0.9%	－	0.0%
3月超6月以下	12.3%	2.8%	－	0.0%
6月超9月以下	4.6%	9.4%	－	33.3%
9月超12月以下	5.1%	37.8%	－	66.7%
12月超24月以下	2.0%	33.3%	－	0.0%
24月超	0.1%	15.8%	－	0.0%

Ⅲ 男性職員の1週間以上の育児休業取得率

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和7年度末までの目標値
常勤職員	91.9%	81.0%	74.9%	－
非常勤職員	－	※	※	－
全体	91.9%	※	※	85%

※ 令和6年度以前における非常勤職員の1週間以上の育児休業取得率は統計なし

【説明欄】

- * 各年度中に子が生まれた職員に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員の割合。なお、「同年度中に新たに育児休業を取得した職員」には、前年度以前に子が生まれたものの当該年度に新たに育児休業を取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。
- * 「－」表記は、育児休業を取得した職員がいなかったもの。

Ⅳ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
配偶者 出産 休暇	法務省・ 公安審査委員会	95.4%	96.8%	95.1%	94.6%	95.6%
	出入国在留管理庁	90.1%	88.8%	94.1%	85.5%	86.1%
	公安調査庁	100.0%	93.6%	97.9%	97.5%	96.9%
	全体	94.9%	96.0%	96.1%	93.9%	94.9%
育児 参加 休暇	法務省・ 公安審査委員会	89.4%	92.1%	90.2%	93.3%	98.8%
	出入国在留管理庁	92.8%	86.0%	90.1%	88.2%	95.4%
	公安調査庁	81.3%	97.9%	100.0%	87.5%	96.9%
	全体	89.5%	91.8%	93.6%	92.7%	98.4%
合計 取得 率	法務省・ 公安審査委員会	98.8%	98.7%	99.1%	98.6%	99.6%
	出入国在留管理庁	98.7%	94.4%	98.0%	91.8%	100.0%
	公安調査庁	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	全体	98.8%	98.4%	99.0%	98.0%	99.6%
合計 5 日 以上 取得 率※	法務省・ 公安審査委員会	81.3%	84.0%	78.0%	88.1%	97.1%
	出入国在留管理庁	82.2%	78.5%	83.2%	74.5%	83.3%
	公安調査庁	75.0%	80.9%	87.2%	77.5%	87.5%
	全体	81.1%	83.4%	83.9%	86.5%	95.8%

※ 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計 5 日以上の取得率の令和 7 年度末までの目標値は 100%

Ⅴ 職員一人当たりの一月当たりの超過勤務時間（令和 7 年）

区分	合計	本省	地方支分部局
管理職以外	21.52時間	23.79時間	21.02時間

※ 令和 8 年 1 月 15 日現在で、法務省に在籍する職員のうち、本省課室長相当職未満の職員の超過勤務時間。なお、令和 7 年中に府省庁間異動があった者の異動前省庁における超過勤務時間が含まれる。

Ⅵ 年次休暇等の取得状況

	令和 7 年	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 7 年末までの 目標値
全体	14.5日	14.6日	14.8日	14.0日	14.6日	年間15日以上

※ 暦年で算出

Ⅶ 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- テレワークの推進
- フレックスタイム制の利用促進を行い、柔軟な働き方を推進